

富山市合宿誘致事業補助金のご案内

下記の要件等を一読いただき、申請書の提出をお願いします。
なお、補助金の申請をご検討の場合、事前にご連絡ください。

1. 対象

対象となる団体は次のいずれかに該当する団体とする。

- ア 県外の学校等の児童、生徒又は学生で構成する各学校内の部、クラブ、サークル、ゼミナール等。
 - イ 学校等の児童、生徒又は学生が所属する県外のクラブチームや地域の協会及びそれに類するもの。
- ※合宿を行うことを目的に組織された団体は補助の対象となりません。

2. 要件

補助金の対象となる合宿は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 合宿がおもに市内の施設において開催されること。
- (2) 合宿が市内の宿泊施設に宿泊して行われること。(宿泊施設とはホテル、旅館などを言い、合宿所、バンガロー、キャンプ場、その他これに類する施設を除く。)
- (3) 合宿が連続した日程で行われること。
- (4) 合宿に参加する学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び専修学校)の児童、生徒又は学生及び引率者で富山市内に宿泊する者の延べ人数(以下「延べ宿泊人数」という。)が50人以上であること。
- (5) 合宿に参加する者に富山市スポーツ大会等開催事業補助金を受ける大会に参加している者が含まれないこと。
- (6) 合宿に参加している者に富山市体験学習施設等利用助成事業補助金を受ける修学旅行等に参加している者が含まれないこと。
- (7) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

3. 補助金額

補助金額=A+B (A+Bの上限を200万円とします。)

- A 県外の延べ宿泊人数(高校生以上)×1,000円
- B 県外の延べ宿泊人数(中学生以下)×700円

4. 手続きの流れについて

- ①事前申込書の提出(主催者→富山市)
- ②申請書の提出(主催者→富山市)
- ③交付決定通知(富山市→主催者)

合宿実施

- ④実績報告書の提出(主催者→富山市)
- ⑤額確定通知(富山市→主催者)
- ⑥補助金のお支払い(振り込み)

※上記は基本的な流れです。申請内容に変更が生じた場合は、別途手続きが必要になります。

5. 申請方法（合宿開催前）

（1）合宿の予定が決まったら

富山市役所観光政策課へ事前申込書を FAX または郵送でご提出ください。

（2）合宿開催前（おおむね1週間前～1か月前）

富山市役所観光政策課へ、必要な書類を郵送または直接ご提出ください。

提出する書類

- ①富山市合宿誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②合宿計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④合宿参加者名簿（様式第4号）

6. 合宿実施後に提出する書類について

（1）申請時と補助金請求額（実績額）が同額の場合

提出する書類

- ①富山市合宿誘致事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ②合宿実績書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）
- ④宿泊証明書（様式第10号）
- ⑤請求書兼振込依頼書
- ⑥委任状（申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

（2）延べ宿泊者数が減少し補助金請求額（実績額）が減額（申請時の補助金額から20%以内の減額）する場合

（例）申請額 100万円⇒実績額 80万円

提出する書類

- ①富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書兼事業実績報告書（様式第11号）
- ②合宿実績書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）
- ④宿泊証明書（様式第10号）
- ⑤請求書兼振込依頼書
- ⑥委任状（申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

(3) 延べ宿泊人数が増加し、補助金請求額（実績額）が増額する場合

(4) 延べ宿泊人数が減少し、補助金請求額（実績額）が大幅に減額（申請時の補助金額から 20%以上の減額）する場合

(例) 申請額 100 万円⇒実績額 120 万円 申請額 100 万円⇒実績額 70 万円

提出する書類

- ①富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書（様式第6号）
- ②合宿計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④合宿参加者名簿（様式第4号）
- ⑤富山市合宿誘致事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ⑥合宿実績書（様式第8号）
- ⑦収支決算書（様式第9号）
- ⑧宿泊証明書（様式第1号）
- ⑨請求書兼振込依頼書
- ⑩委任状（申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

7. 補助金の交付について

補助金の交付は、富山市合宿誘致事業補助金実績報告書、または富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書兼事業実績報告書の提出後になります。

8. その他

- ・住所、氏名（肩書き含む）は、すべての書類で統一してください。
- ・フリクションボールペンは使用しないでください。

(問い合わせ先)

富山市新桜町7番38号

富山市役所 商工労働部 観光政策課

TEL : 076-443-2072 Fax : 076-443-2184

E-mail : kankoseisaku-01@city.toyama.lg.jp